

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について

2025年 7 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正案について、2025年5月20日（火）から2025年6月18日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（1件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
1	株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則第29条	今回の規則改正案に対しては、反対させていただく。 規則改正案では、法人の特定投資家に対する電磁的方法以外の方法による勧誘を可能とするため第 29 条（法人の特定投資家に関する特則）が新設されているが、同条の適用対象が、株式投資型クラウドファンディング業務を行う第一種少額電子募集取扱業者を含まない会員（第一種金融商品取引業者）とされている。 そもそも本規則は、第一種少額電子募集取扱業者を含む会員等を対象に株式投資型クラウドファンディング業務の基本を定めるものであり、第一種少額電子募集取扱業者を対象としない条項が第 29 条に加えられることには違和感がある。また、株式投資型クラウドファンディング業務を行う大多数の業者は第一種金融商品取引業者ではなく、今回の規則改正案の対象ではないこととなる。	現在、インターネットを用いた有価証券の募集等の取扱いのみを行うことを前提とした「少額電子募集取扱業者」の勧誘方法は、金融商品取引業等に関する内閣府令第6条の3各号において、ウェブサイトや電子メール等の電磁的方法に限定されております。他方、「第一種・第二種金融商品取引業者」は、募集等の取扱いにおいて、法令上、電磁的方法以外の手法（電話・訪問等）による勧誘が可能ですが、投資型クラウドファンディングの勧誘方法については、2014年の金融商品取引法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、自主規制規則において、一部の金融商品を除き、勧誘方法を電磁的方法に限定しております。 今回の規則改正は、2024年7月2日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書」において、自主規制で制限している「第一種・第二種金融商

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		法人の特定投資家に対して電磁的方法以外の勧誘を行えるようにすることは、是非とも実現していただきたいと考えているが、今回の規則改正案は、大半の第一種少額電子募集取扱業者を考慮したものとはみえない。第一種少額電子募集取扱業者が、法人特定投資家に対する電磁的方法以外の勧誘を可能とするための論点整理、当局に対する働きかけを是非とも進めていただきたい。	品取引業者」が行う、株式投資型クラウドファンディングにおける電磁的方法以外の手法（電話・訪問等）による勧誘について、法人特定投資家に限定して可能とすることが考えられる旨が示されたことを踏まえたものです。 お寄せいただきました御意見につきまして、当該措置の対象が「第一種・第二種金融商品取引業者」に限定されるのは、法令上、「少額電子募集取扱業者」に当該措置に係る業務が認められていないためであり、自主規制において対象を限定しているものではありません。したがって、規則改正につきましては原案どおりとさせていただきますが、今後も引き続き、「少額電子募集取扱業者」にも配慮した株式投資型クラウドファンディングの利活用に向けた議論を行ってまいりたいと存じます。

以 上